

東海市公共建築物等設計方針

第1章 総則

1 目的

市有建築物及び付帯施設（外構、植栽、擁壁等）の建築設計に際して、基本的な考え方を定めて設計の効率化を図るとともに、その施設に求められる経済性、安全性、耐久性及び省エネ性能等の確保を図ることを目的とする。

2 適用範囲

この方針は、市有建築物及び付帯施設（以下、「公共建築物等」という。）の新築工事及び増築工事の設計に適用する。なお、改修工事等は、本方針を参考として必要に応じて対応する。

第2章 方針

1 基本方針

公共建築物等は、利用者が使いやすい配置計画・平面計画・外構計画等とし、経済性、安全性、省エネ性能、バリアフリー及び防犯性等を考慮した良質なものを整備するものとする。

2 基本方針の内容

(1) 経済性・耐久性（長寿命化）に関すること

ア 社会的状況の変化等による施設の用途、機能等の変更に柔軟に対応できる可変性を確保する。

イ 建築物の平面、立面等は、機能性を考慮して単純明快な意匠・構造構成とし、維持管理・修繕が容易に行える計画とする。また、地域密着型施設については、公共施設等総合管理計画に基づき、華美なデザインを避ける。

ウ 材料、機器等は、維持管理・修繕及び更新が容易な一般的なものを使用する。

エ サッシ等の可動部は、機械的な機構を避け、単純な構造を採用する。

オ 給排水設備の周辺に木質系材料を使用しない。

(2) 安全性に関すること

ア 国土交通省が制定する「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」に基づき、大地震動に対して建築物が保つべき耐震性能を確保する。

イ 耐震安全性の分類において、災害時においても業務を継続する必要があるⅠ類の庁舎については原則、免震構造を採用する。

- ウ 火災に対して、建築物が保つべき耐火性能、防火性能を確保する。
 - エ 浸水・津波に対して、施設利用者の安全及び機能を確保する。
 - オ 台風等の暴風に対して、建築物が保つべき耐風性能を確保する。
 - カ 拠点避難所等は、災害時にライフラインが途絶した場合等においても、公共建築物等が必要とする機能を確保し、電力供給、通信・情報、給水・排水及び空調機能が速やかに復旧できるものとする。
- (3) 省エネ・環境に関すること
- ア 構造体は耐久性に優れたものとともに、外壁、外気に接する柱、梁、床及び屋根の材料は、防水性、防食性、断熱性等を考慮して、ペリメーターゾーンの熱負荷の抑制、縮減を図る。
 - イ 省エネルギー性能については、原則、Z E B R e a d y以上を確保する。
 - ウ 建築物の設備改修においては、高効率機器等の省エネ設備を選定する。
 - エ 建築設備への要求性能について、その要求通りに設計され、整備され、運用されていることを建築後に確認する性能検証（コミッションング）の過程を設ける。
 - オ 再生可能エネルギーの有効利用に努める。
 - カ 自然光、自然通風及び雨水等を有効活用し、環境負荷の低減を図る。
 - キ 「東海市建築物等における木材の利用の促進に関する方針」に基づき、床面積1,000㎡以下の建築物を建設する場合は原則、木造とする。
 - ク 建築物のエントランスの内装、学校の教室、及び保育園の保育室の内装は原則木質化とし、その他必要諸室や共用部分においても木質化に努める。
 - ケ 公共建築物等による日照、電波及びビル風等の障害の抑制に配慮する。
 - コ 工事中の騒音・振動等を抑制し、周辺環境に配慮する。
 - サ 雨水排水設備の適切な配置を考慮する。
- (4) バリアフリーに関すること
- ア 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー法）、「愛知県人にやさしい街づくり条例」の規定に基づき、バリアフリーを遵守した計画とする。
 - イ 敷地内及び建築物内の主要な通路及び諸室内の段差解消を考慮する。
 - ウ バリアフリー法及び愛知県人にやさしい街づくり条例の規定によらず、大型ベッドやオストメイトを備えた高齢者障がい者等用便房（バリ

- ア フリートイレ) やジェンダーレストイレの設置に努める。
 - エ 身障者用の駐車場は、建築物の出入り口を配慮し配置する。
- (5) 防犯性に関すること
- ア サービスエリアとスタッフエリアを明確に区別し、利用者及び財産に対する犯罪の防止を考慮する。
 - イ 閉鎖的な配置・平面計画を避け、地域における防犯環境の向上に配慮する。
 - ウ 東海市防犯カメラの設置等に関する要綱に基づき、防犯カメラ等の設置を考慮する。
- (6) 防災機能に関すること
- ア 避難所等においては非常用発電機及び受水槽の緊急遮断弁の設置を考慮する。
 - イ 都市計画法に基づく開発行為に該当する場合は、雨水排水の負荷軽減のための雨水貯留槽の設置を考慮する。
 - ウ 避難所等の屋外オープンスペースにはマンホールトイレの設置を考慮する。
 - エ 防災備品や資機材の備蓄スペースの確保、防火水槽の設置等、その施設の災害時の役割や施設利用を考慮する。
- (7) その他
- ア 周辺敷地との機能の補完等の連携を考慮する。
 - イ 周辺の自然環境、土地利用と調和を図り、良好な景観の形成に配慮する。
 - ウ 敷地内の緑化等により、地域の良好な景観の形成及び敷地周辺のプライバシーに配慮する。
 - エ IOT技術の導入によるエネルギー管理、環境モニタリングなどの自動化、運用やメンテナンスの効率化を考慮する。

附 則

この方針は、令和6年4月1日から適用する。